

## 松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】張 睿暎

【所属】（助成決定時）早稲田大学大学院・法学研究科

【研究題目】 著作権の制限とユーザの権利

基本権的観点からのアプローチ - 英米法との比較を通じて

### 【研究の目的】

本研究は、1) 近代著作権制度の成立から現代の著作権制度（とりわけアメリカ・フランス・日本）と国際条約を歴史的観点から分析し、「権利者の権利保護」と「公益の拡大」がどのようにしてバランスをとってきたかを考察し、2) 権利者の保護に偏っている現在の状況と、ユーザ概念の不在による問題点を指摘し、3) バランスを取り戻すキーとしての、「著作権の制限と例外」規定の機能を考察する。4) そして、「権利者の権利の制限の結果、反射的に得られる利益」ではない「ユーザの権利」という概念を構成するために、まず既に議論が始まっている米国での議論をまとめる。日本を含む大陸法系国家での議論はまだ見られないが、英米法との比較を通じて、議論の展開の可能性を探る。5) 最終的には、人権的・基本権的な観点で、憲法と人権条約などの国際条約の分析を通じて、憲法上の知る権利や消費者の権利などとは異なる、「著作物のユーザの権利」を法的に構成することを目的とする。

### 【研究の内容・方法】

本研究の重点は、米国・フランス・日本の関連文献の調査および関係当事者のヒアリングに置かれる。まず、該当国の関係資料を収集し、その文献調査を踏まえたうえで、各国研究者に問題状況のヒアリングを行う。文献調査とヒアリング結果をまとめた資料をもとに比較研究を行い、最終論文として提出する。具体的な方法は下記のとおりである。

(1) 論点の整理： 著作権法において「著作権の制限とユーザの権利」が問題となる論点をまとめる。この際政策論にとどまらず、具体的な裁判規範となりうる論点をまとめる。

(2) 二次的資料の収集： 米国・フランス、日本の論点に関する学問上の文献を収集する。二次資料を先に収集することで、論点を絞ることができる。

(3) 一次資料の収集： WESTLAW・LEXIS 等の電子データベースを効率よく使い、この点における各国の立法状況を調査し、議会資料を入手し、同時に、関連判例も収集する。

(4) 海外訪問調査： 文献調査を踏まえて、米国・フランスでの海外調査を遂行する。海外調査では、各国研究者に、事前調査により把握した問題点に関するヒアリングを行う。調査項目は事前に調査票を作成し、各国研究者に送付し、回答を得た上で論点を絞り、実際に訪問して、回答内容について議論し、まとめる、という手法を採る。これは海外調査を行う際にもっとも効率的であると思われるからである

(5) 比較研究： 上記の研究成果を踏まえて、比較法の観点で3国の研究結果を論文にまとめる。

(6) 最終報告書作成： 米国・フランス・日本における研究結果を土台に、「著作物のユーザの権利」を法的に構成することを試みる。論文は日本語及び英語、そして韓国語でまとめて、国際雑誌に寄稿するほか、学内や外部の学会で積極的に公表する。

## 【結論・考察】

文化の発展という著作権法の目的を果たすためにも、そして情報社会における国民一人一人の人権を保障するためにも、著作物に係わるすべてのひとを対等な位置におき、多面的な基準で各当事者の利益を衡量できる新しい枠組みが必要である。ユーザにも一定の場合に著作物を自由に使用できるようにする「権利」を認めるためには、著作者とユーザが対立することを前提とする著作権法から離れて、著作物に係る多様な主体を対等な立場に置くことが必要である。そのためには、著作者およびユーザの権利はすべて人権から由来するものであると考え、人権と人権の間の利益衡量をするのである。それが「人権に基づく著作権フレーム」である。

「著作者の権利及び利用者の権利はともに憲法上の基本権に由来する」という考え方は先在するが、人権に基づいた分析はより総合的に、著作者の財産権と人格権の経済・社会的機能だけではなく、著作物ユーザの学問の自由、表現の自由、幸福追求権、そしてアイデアと知識の拡散の奨励によってもたされる社会全体の利益をすべて総合的に考慮することになる。